

## 大分県総合教育会議傍聴要領

### (目的)

第1条 この要領は、大分県総合教育会議(以下「会議」という。)の傍聴に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (傍聴の手続)

第2条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴申請書(第一号様式)に自己の住所(報道機関に所属する者にあつては、当該報道機関の名称)及び氏名を記入し、傍聴券(第二号様式)の交付を受け、係員の指示により傍聴席に着かなければならない。

- 2 傍聴券は、先着順に交付する。
- 3 前二項の規定にかかわらず、知事が特に認めた場合は、傍聴することができる。
- 4 知事は、傍聴席の都合等で特に必要があると認めたときは、傍聴人の数を制限することができる。

### (傍聴することができない者)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- 一 酒気を帯びていると認められる者
- 二 会議の妨害になると認められる器物等を携帯している者
- 三 前二号のほか、知事が傍聴を不相当と認める者

### (傍聴人の遵守事項)

第4条 傍聴人は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- 一 みだりに傍聴席を離れないこと。
- 二 議事に批評を加え、又は賛否を表明しないこと。
- 三 私語、談話、拍手等をしないこと。
- 四 異様な服装をしないこと。
- 五 あらかじめ知事の許可を受けた場合を除き、撮影又は録音を目的とする機器を持ち込み、使用しないこと(報道機関に所属する者を除く。)
- 六 前各号のほか、会議の妨害となるような言動をしないこと。

### (傍聴人の退場)

第5条 知事は、傍聴人がこの要領の規定に違反し、議事を妨害するときは、退場を命ずることができる。

- 2 傍聴人は、前項の規定により知事が退場を命じたとき、又は会議を非公開とする決定がなされたときは、速やかに退場しなければならない。

### (その他)

第6条 第2条から前条までに規定するもののほか、傍聴人は、知事の指示に従わなければならない。

### 附 則

この要領は、平成27年5月26日から施行する。

この要領は、令和5年3月16日から施行する。

第一号様式(第二条関係)

第一号様式		No.
令和 年度第 回総合教育会議		
住所		
氏名		

第二号様式(第二条関係)

(表)	(裏)
第二号様式 No. 令和 年度第 回総合教育会議 傍聴券 大分県知事	傍聴にあたっての注意事項 一 みだりに傍聴席を離れないこと。 二 議事に批評を加え、又は賛否を表明しないこと。 三 私語、談話、拍手等をしないこと。 四 異様な服装をしないこと。 五 あらかじめ知事の許可を受けた場合を除き、撮影又は録音を目的とする機器を持ち込み、使用しないこと(報道機関に所属する者を除く)。 六 前各号のほか、会議の妨害となるような言動をしないこと。 ※上記事項に違反した場合、退場いただくことがあります。 ※報道機関に所属する方は、腕章等の着用をお願いします。